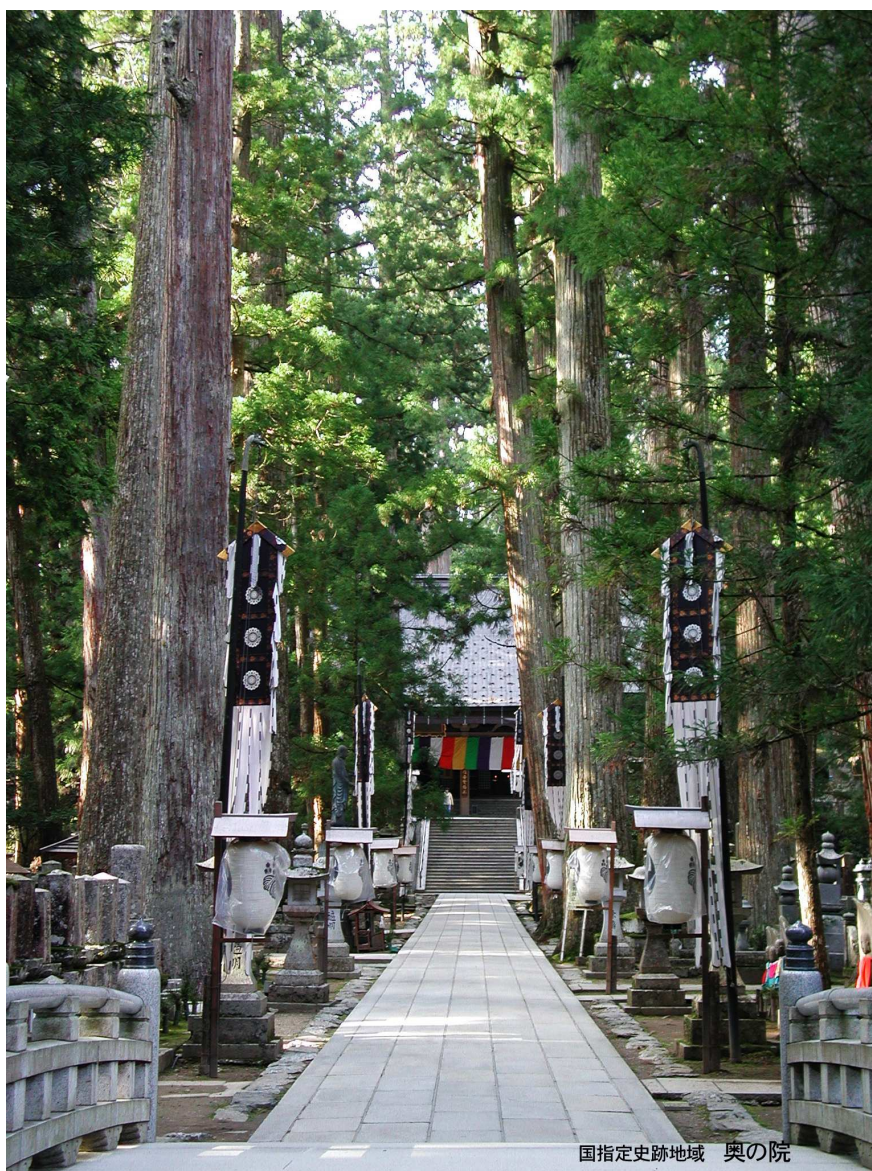


地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 1 項に基づく地方公共団体実行計画

高野町地球温暖化防止実行計画

～低炭素社会実現に向けた率先行動～

平成 24 年度～平成 28 年度



国指定史跡地域 奥の院

平成 24 年 3 月
和歌山県高野町

目 次

第1章 地球温暖化対策の基本的事項

- 1. 地球温暖化とは ~~~~~ 1
 - (1)地球温暖化問題とは
 - (2)地球温暖化メカニズムと原因
 - (3)地球温暖化の状況
 - (4)地球温暖化の影響
- 2. 和歌山県における状況 ~~~~~ 3
- 3. 地球温暖化防止に向けた取組み ~~~~~ 4

第2章 実行計画の基本的事項

- 1. 計画の目的 ~~~~~ 7
- 2. 計画の期間 ~~~~~ 7
- 3. 計画の対象とする事務及び事業の範囲 ~~~~~ 7
- 4. 計画の対象とする温室効果ガスの種類 ~~~~~ 7

第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1. 基準年度（平成21年度）における温室効果ガス排出状況 ~~~~~ 8

第4章 温室効果ガスの削減目標

- 1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標 ~~~~~ 11
- 2. 直接的効果のある取組 ~~~~~ 11
- 3. 間接的効果のある取組みの目標 ~~~~~ 11
- 4. 目標の見直し ~~~~~ 12

第5章 省エネ、省CO2に向けた取組み

- 1. 再生可能エネルギーの導入促進 ~~~~~ 13
 - (1)太陽光発電設備の導入
 - (2)給湯、空調へのヒートポンプの導入
- 2. 財やサービスの購入・使用にあたっての配慮 ~~~~~ 14
 - (1)エネルギー消費効率の高い機器の導入
 - (2)エネルギー使用量の抑制
 - (3)廃棄についての配慮
 - (4)低燃費・低公害車の導入
 - (5)自動車の効率的利用
 - (6)紙類の使用量の削減
 - (7)再生品の活用
 - (8)水道水使用量の抑制

3. 建築物の設計、維持管理等にあたっての配慮	~~~~~	19
(1)建築物に関する事項		
4. その他事務・事業にあたっての配慮	~~~~~	21
(1)ゴミの減量化、リサイクルの推進		

第6章 実行計画の推進にあたって

1. 推進体制	~~~~~	22
2. 職員に対する研修等	~~~~~	22
3. 実施状況の点検および公表	~~~~~	22

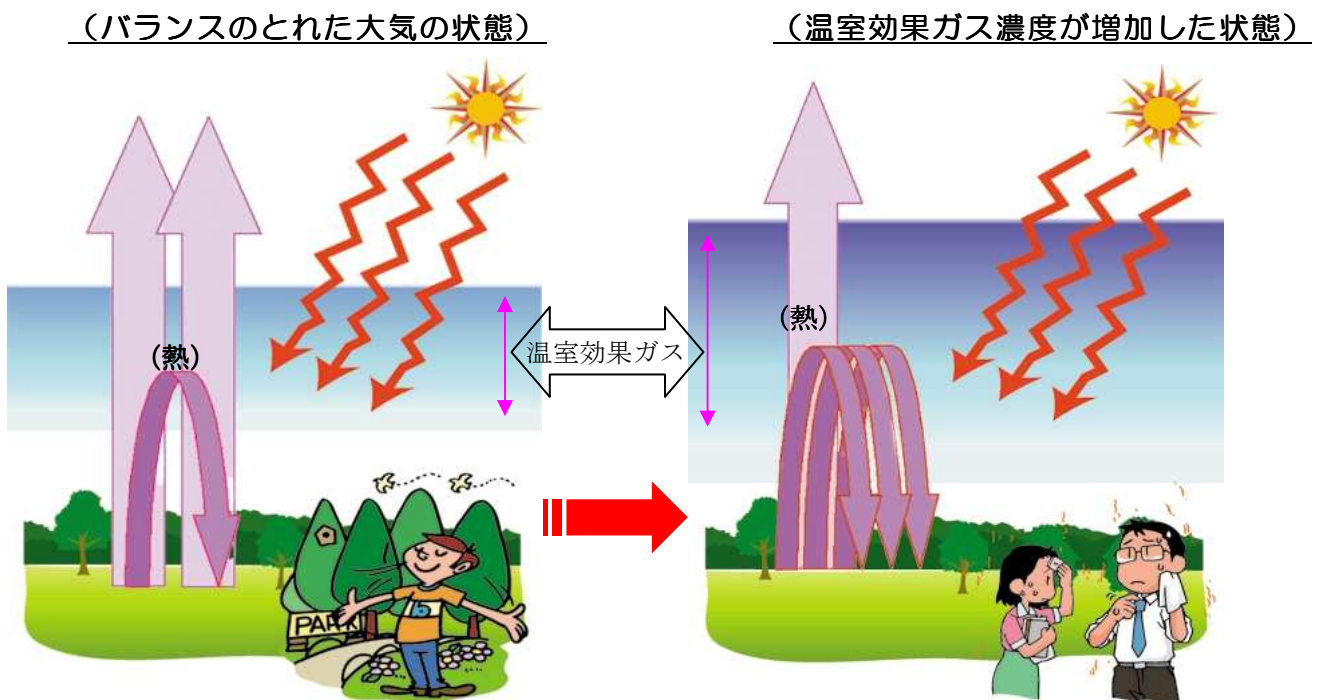
1. 地球温暖化とは

(1) 地球温暖化問題とは

地球温暖化問題とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

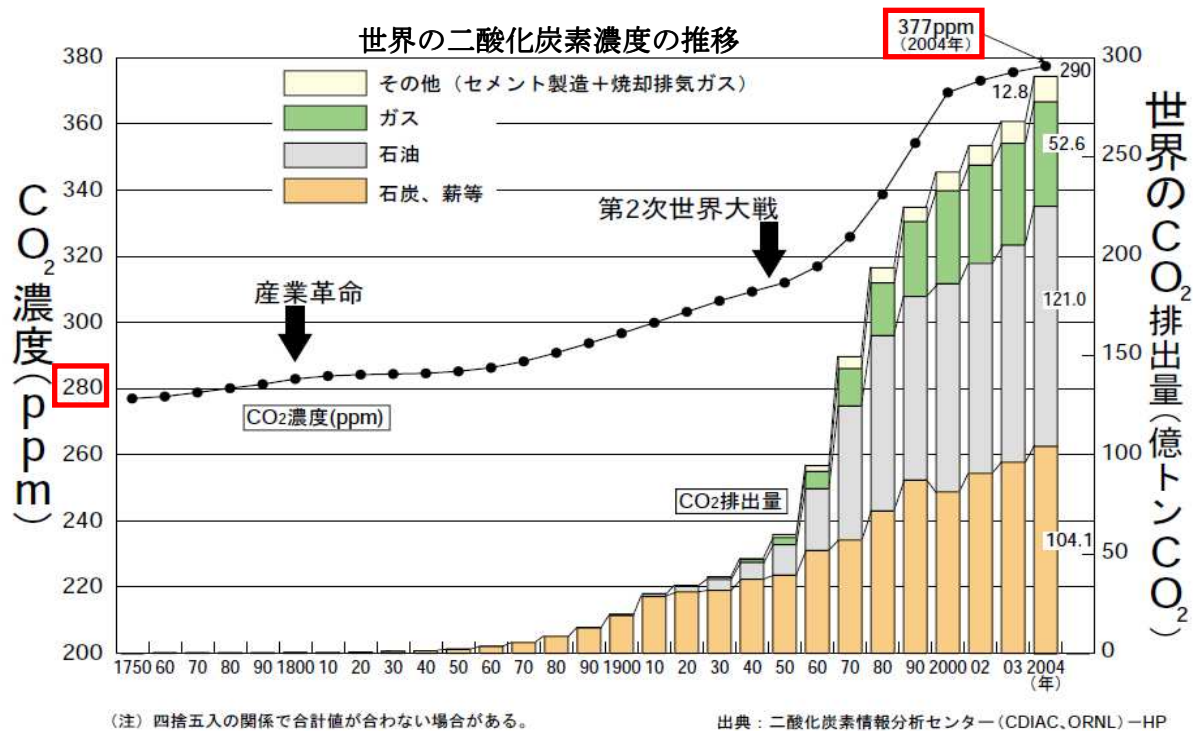
(2) 地球温暖化のメカニズムと原因

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球からも熱が放射されます。大気に含まれる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスは、この熱を一部吸収し、再び地表に跳ね返しています。そのおかげで地球の平均気温は15℃と人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。



しかし、19世紀以降、産業の発展に伴い人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度は増加し、熱の吸収が多くなったため地表面の温度が上昇しています。

(3) 地球温暖化の状況



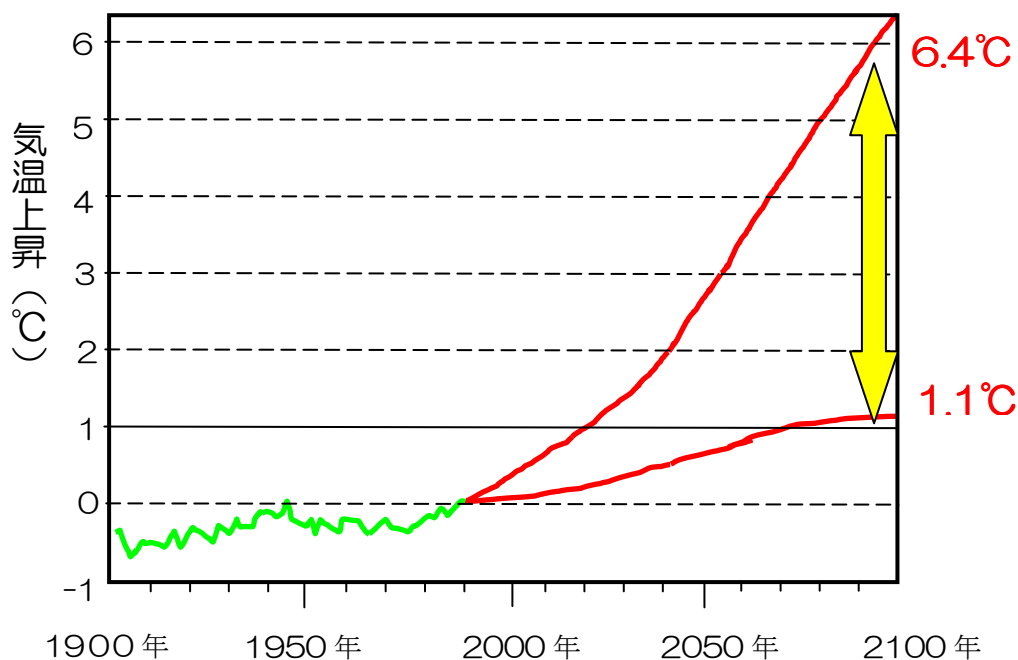
地球温暖化対策の基本的科学的知見をまとめるために、1988年国連環境計画と世界気象機関によって「IPCC」（気候変動に関する政府間パネル）が設置されました。

IPCC第4次報告書(2007年)よれば、産業革命前(1750年頃)にはおよそ280ppm程度であった大気中の温室効果ガスが2004年には377ppmまで上昇している。

気温については、過去100年(1906年～2005年)の間で0.74℃上昇しており、最近50年間(1956～2005)の気温上昇は、過去100年間のほぼ2倍に相当する上昇傾向となっています。

今後の気温については、21世紀末(2090～2099年)には、1.1℃～6.4℃上昇すると予測されています。

世界の気温変化と今後の気温予測



(4) 地球温暖化の影響

- 平均海面水位 1990年から2100年までに18～59cm上昇
- 気象現象への影響 洪水および暴風雨の多発、渇水や干ばつ地域の拡大
- 人の健康への影響 熱ストレスの増大、マラリア等の感染症の拡大
- 生態系への影響 一部の動植物の絶滅、生態系の移動
- 農業への影響 多くの地域で穀物生産量が減少

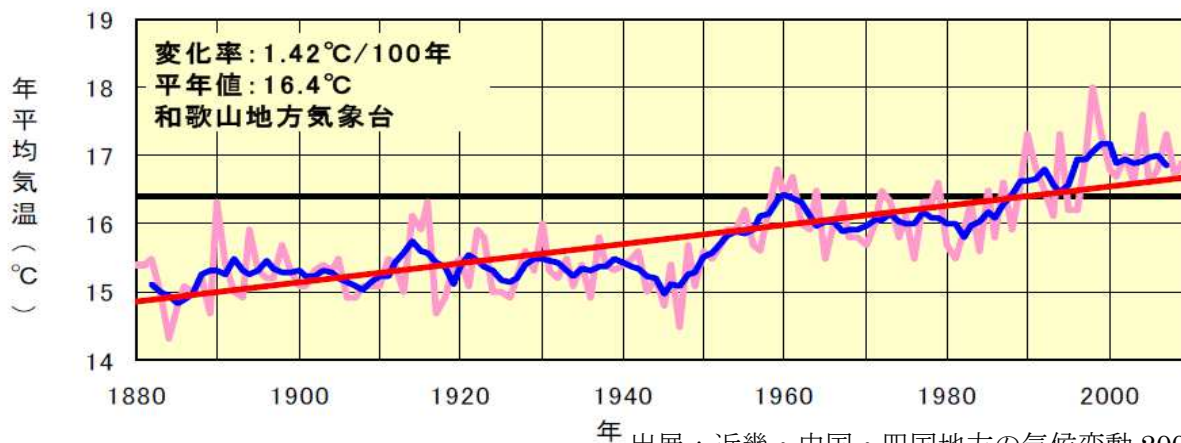
地球温暖化による気温の上昇、降水量の変化などによって、自然の生態系も深刻な影響を受けます。しかし、目に見える変化は、気候が変化した後、数年、数十年、数百年と遅れて起こるため、気づいたときに、手遅れとならないよう早急に対応していく必要があります。

2. 和歌山県における状況

(1) 平均気温

和歌山地方気象台の観測によると年ごとの平均気温の経年変化は、長期的に有意な上昇傾向を示しており、100年あたり1.42℃(統計期間：1880～2009年)の割合で上昇している。この気候変動には、地球温暖化の影響や観測所が都市部にあることによるヒートアイランドの影響があり、さらに数年～数十年程度の時間規模で繰り返される自然変動が重なっていると考えられる。

和歌山地方気象台観測の平均気温の経年変化

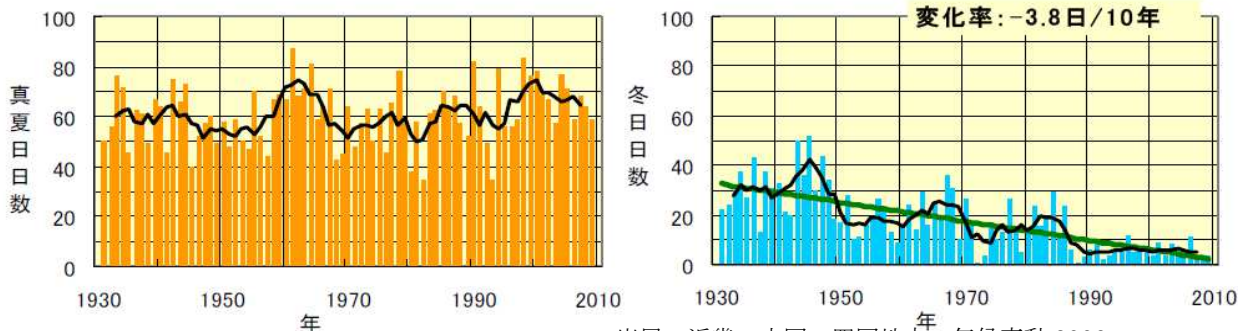


(2) 真夏日と冬日

(大阪管区気象台、神戸海洋気象台、舞鶴海洋気象台)

和歌山地方気象台の観測における真夏日(日最高気温 30℃以上)、冬日(日最低気温 0℃未満)の年間日数経年変化は、真夏日は有意な変化傾向はみられないが、冬日は有意な減少傾向がみられ、冬日は1930年代の平均29日から2000年代では平均6日に減少している。

和歌山地方気象台観測による真夏日・冬日の長期変動

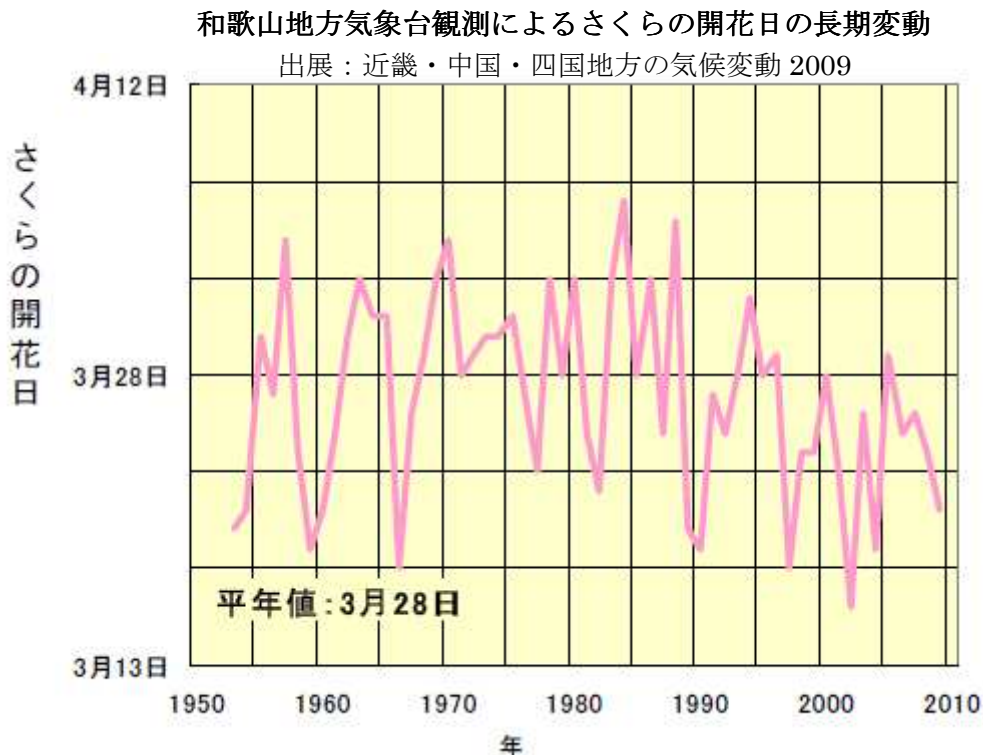


出展: 近畿・中国・四国地方の気候変動 2009

(大阪管区気象台、神戸海洋気象台、舞鶴海洋気象台)

(3) さくらの開花

和歌山地方気象台観測におけるさくら(ソメイヨシノ)の開花日に長期的な変化はみられない。



3. 地球温暖化防止に向けた取組み

(1) 国際的動向

国際的には、1992年(平成4年)6月、ブラジルで開催された「地球サミット(環境と開発に関する国連会議)」では、「持続可能な開発のための人類の行動計画(アジェンダ21)」の採択と大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けた「気候変動枠組み条約」に参加国155カ国が署名しました。

1994年(平成6年)3月に「気候変動枠組み条約」が発効、1997年(平成9年)12月に京都で開催された「第3回締約国会議(COP3)」において、「京都議定書」が採択され、この中で先進国は温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の間に1990年レベルから5%削減することを公約し、現在、京都議定書約束期間が始まっています。

これからの取組みとしては、わが国が2007年に、世界全体の排出量を2050年までに半減することを全世界の共通の目標とすることを提案する「美しい星50(Cool Earth50)」を発表するとともに、2008年のダボス会議や洞爺湖サミットにおいても、少なくとも50%削減する目標を気候変動枠組み条約の締約国で共有することで合意しています。

また、2010年12月の第16回締約国会議(COP16)では、COP15での「コペンハーゲン合意」に基づき提出した数値目標等を留意し、京都議定書第1約束期間と第2約束期間の間に空白が生じないことを目指すとした「カンクン合意」が採択されています。

(2) 日本の取組み

わが国においても、京都議定書にて温室効果ガスの排出量に関して具体的な削減目標が決定され、目標期間(2008~2012年)において、1990年比6%削減することが義務付けられました。

これを受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「法」という。)が1999年(平成11年4)月に施行され、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、2008年6月の法改正により、排出抑制等指針の策定、地方公共団体実行計画の拡充、CO2排出量の見える化、ライフスタイルの改善の促進他が盛り込まれています。

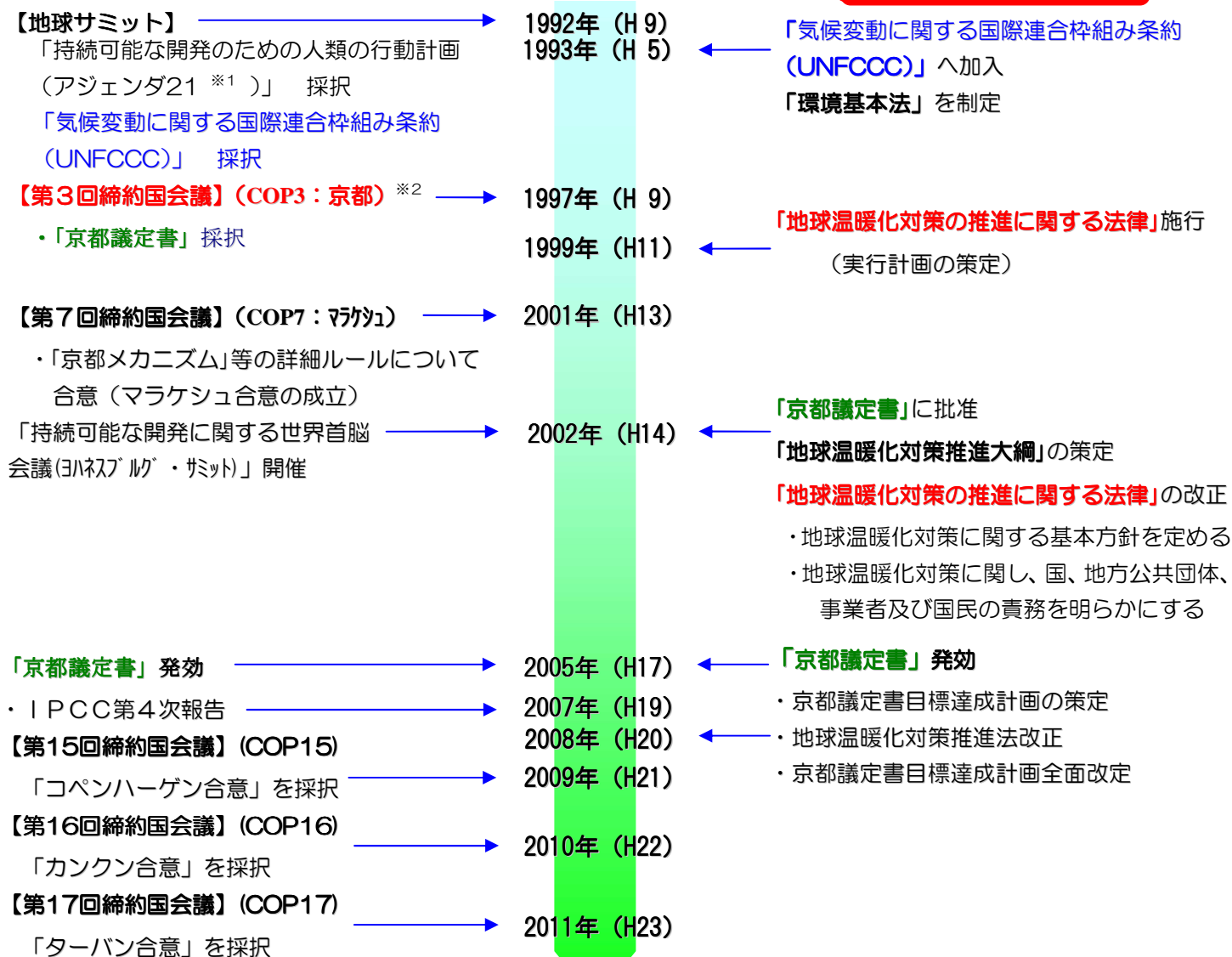
地方公共団体に対しては、2007年に制定された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下「環境配慮契約法」)において、庁舎で使用する電気の購入や庁舎の改修事業等について環境負荷の配慮等適切に評価した上で契約先を選定することが規定されています。

さらに、「美しい星 50」として世界の温室効果ガス排出量を2050年までに半減させることを提案した日本の責任として、低炭素社会づくり行動計画(2008年7月閣議決定)において2050年までに現状から60~80%削減する目標を定めており、また、中期目標としては、2020年までに1990年比25%削減を目指すこととしております。

地球温暖化に係る国内外の動向

国際的な主な動向

日本政府の主な取組み



※1 アジェンダ21：21世紀の人類の課題とされる事項に対する人類の行動計画を示したもの

※2 締約国会議(Conference Of the Parties) → COP

～ 京都議定書の概要 ～

○先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定

<数値目標>

対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6

基準年：1990年（HFC、PFC、SF6は、1995年としてもよい）

吸収源：森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入

目標期間：2008年から2012年

目標：各国毎の目標→日本▲6%、米国▲7%、EU▲8%等。

先進国全体で少なくとも5%削減を目指す。

○京都メカニズムの導入

・排出量取引 ・クリーン開発メカニズム ・共同実施など

～ 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋） ～

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条

国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(省略)

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第2章 実行計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。

高野町では、役所自体が町内に於ける大規模な消費者、事業者として経済活動に占める割合が大きいこと、また町民および事業者の自主的な行動を促すためにも、町自らが率先して温室効果ガス排出削減に向けた取組みが必要であるとの認識にたち、事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス削減に向けた取組みを行い、高野町民等に向けた「率先垂範」活動として町民の取組みを促進することを目的とします。

2. 計画の期間

基準年度を平成22年度とし、計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、目標年度を平成28年度とします。

なお、実行計画の実施・進捗状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて、適宜見直しを行います。

3. 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、町が自ら実施する事務および事業全般とします。

ただし、外部への委託等により実施する事務及び事業は対象から外しますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な協力を要請します。

4. 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本実行計画において削減対象とする温室効果ガスは「法」で定められている6種類のガスのうち、次の表のとおり3種類のガスとします。（法律第2条第3項）

ガス種類	地球温暖化係数	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。 日本の場合、温室効果ガスの中で二酸化炭素の比率が90%と極めて高い。	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH ₄)	21	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、 廃棄物の埋立など。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の焼却、工業プロセスなど

第3章 温室効果ガスの排出状況

1. 基準年度（平成22年度）における温室効果ガス排出状況

日本における温室効果ガス排出量の内訳（2009年度速報値）において、二酸化炭素排出量が約94.7%を占めています。また、和歌山県の取組みにおいても、二酸化炭素排出量が97.6%（2008年度実績）と大部分を占め、二酸化炭素が最も地球温暖化に寄与しているとしており、二酸化炭素排出量の削減に重点を置き取組みを進めています。

こうした状況を踏まえ、高野町としては、二酸化炭素排出量の把握に重点を置き、その他の温室効果ガスについては、出来る範囲で順次把握していくこととします。

現状（平成22年度）の温室効果ガス排出量及び二酸化炭素排出量（%）は、次の表のとおりとなっています。

	排出量 (単位：kg-CO ₂)	二酸化炭素排出量 (単位：%)
温室効果ガス	889,757.31	99.65

<温室効果ガスの総排出量内訳（種類別）>

項目	単位	基準年度 (平成22年度)	内訳 (%)
温室効果ガス総排出量	kg-CO ₂	889,757.31	100.00
二酸化炭素	kg-CO ₂	886,684.82	99.65
メタン	kg-CO ₂	272.59	0.03
一酸化二窒素	kg-CO ₂	2,799.90	0.32

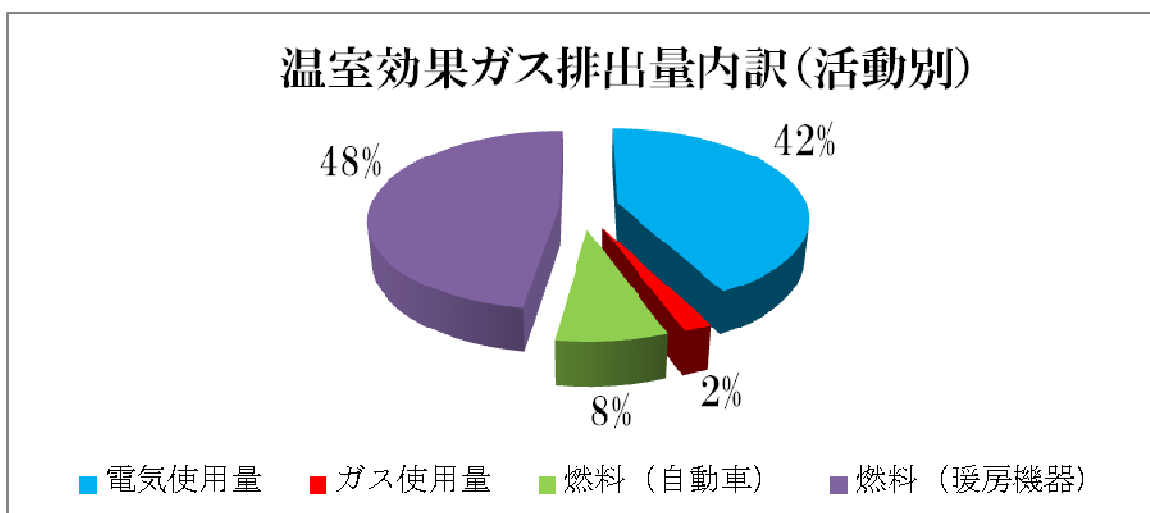
また、活動区分別及び施設別の温室効果ガスの総排出量内訳は次表のとおりです。

<温室効果ガスの総排出量内訳（活動区分別）>

項目	単位	基準年度 (平成22年度)	内訳 (%)	
燃料消費量	自動車	kg-CO ₂	69,874.87	7.85
	暖房機器	kg-CO ₂	424,489.56	47.71
ガス使用量	kg-CO ₂	18,289.88	2.06	
電気使用量	kg-CO ₂	377,103.00	42.38	
コピー用紙購入量	A5	枚	65,500	-
	B5	枚	50,000	-
	A4	枚	887,000	-
	B4	枚	87,500	-
	A3	枚	48,000	-
上水道使用量	m ³	12,884.00	-	

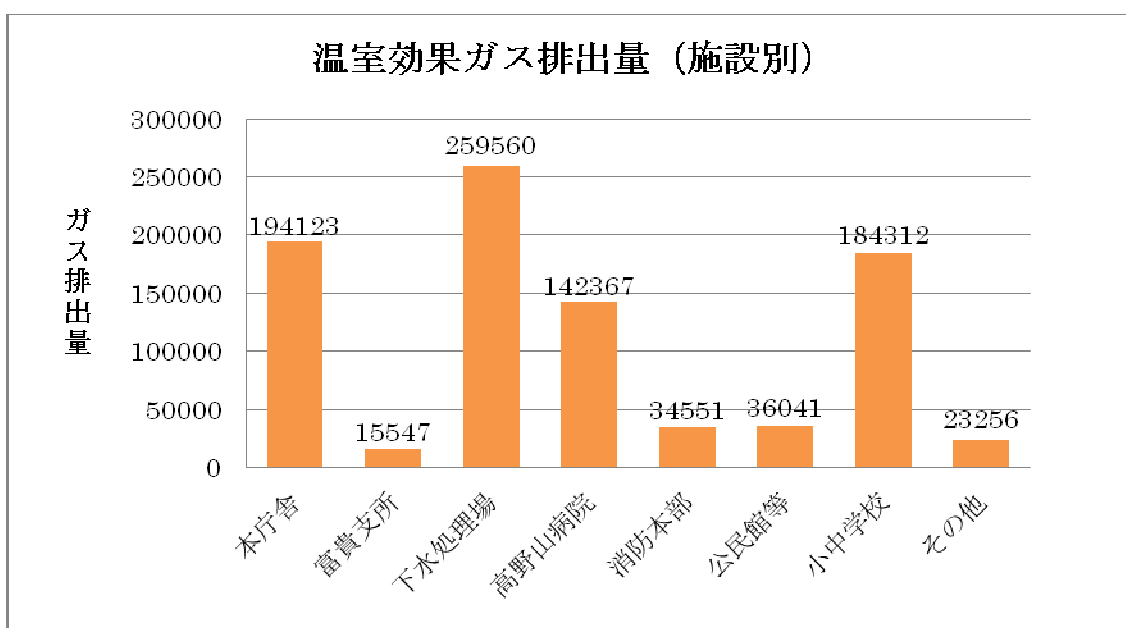
<温室効果ガス排出量（活動別）>

温室効果ガスの排出量は、燃料使用量（暖房機器）による寄与が最も大きく 424,489kg-CO₂/年となっており、全排出量の48%を占めており、次に電気の使用が42%を占めています。



<温室効果ガスの総排出量内訳（施設別）>

施設名	排出量 (kg-CO ₂)	内訳 (%)
本庁舎	194,123.16	21.82 %
富貴（支所・診療所）	15,547.18	1.75 %
下水処理場（水道関係施設）	259,559.87	29.17 %
高野山病院	142,366.74	16.00 %
消防本部	34,551.46	3.88 %
公民館等（教育関係施設）	36,040.98	4.05 %
小・中学校	184,311.84	20.72 %
その他（施設及び公用車による排出）	23,256.21	2.61 %



2. 温室効果ガス以外の環境負荷状況

紙の使用量の削減、水の有効利用は、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減また、浄水場におけるエネルギー使用量等の削減に繋がります。使用状況は次の表のとおりとなっております。

	使用量（単位：枚）
コピー用紙の使用量	1,184,500

（1枚あたりの重さを、A5=2g、A4=4g、B5=3g、A3=8g、B4=6gとしてA4用紙に換算）

〈上水道使用料の内訳〉

施設名	水道水使用量（m ³ ）	内訳（%）
本庁舎	777	6%
富貴（支所・診療所）	684	5%
下水処理場（水道関係施設）	944	8%
高野山病院	6,193	48%
消防本部	503	4%
公民館等（教育部局施設）	295	2%
小・中学校	2,966	23%
その他施設	522	4%

第4章 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの排出状況から、本計画では二酸化炭素の排出量の削減に重点を置き、二酸化炭素の主な排出要因である燃料及び電気等からの排出量削減の取り組みを行います。

また、間接的ではありますが地球温暖化防止につながる水道の使用抑制及びコピー用紙の使用量削減についても数値目標を掲げます。

削減目標は、平成22年度の実績を基準に、平成28年度を目標年度として設定しており、第5章に掲げる取り組み内容の徹底を図ることにより目標の達成に努めます。

1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

温室効果ガスの総排出量を平成28年度までに基準年度（平成22年度）と対比して5%削減することを目標とします。

温室効果ガス総排出量		
平成22年度実績	889,757.31 kg-CO ₂	削減率 5%
平成28年度目標	845,269.44 kg-CO ₂	

2. 直接的効果のある取り組み

燃料使用に伴う排出量		
平成22年度実績	494,364.43 kg-CO ₂	削減率 5%
平成28年度目標	469,646.21 kg-CO ₂	

電気使用に伴う排出量		
平成22年度実績	377,103.00 kg-CO ₂	削減率 5%
平成28年度目標	358,247.85 kg-CO ₂	

3. 間接的効果のある取組みの目標

温室効果ガス算出の対象項目ではありませんが、本町の活動により、間接的に温室効果ガスが排出される項目についても目標を設定します。

コピー用紙購入量（A4に換算）		
平成22年度実績	1,184,500 枚	削減率 5%
平成28年度目標	1,125,275 枚	

水道使用量		
平成22年度実績	12,884.00 m ³	削減率 5%
平成28年度目標	12,239.80 m ³	

4. 目標の見直し

措置の目標及び温室効果ガスの総排出量に関する目標については、施設の増設や情報機器の導入など計画期間中の状況変化や進捗状況等を踏まえて適宜見直しを行います。

温室効果ガスの排出量削減を目的とした取組みを進めるため、全職員が共通の目的意識を持って、省エネ・省CO₂に向けて、以下に示す具体的事項に取組み目標達成を目指すとともに地域の率先行動として示します。

ここに掲げる取組みは、町の事務および事業の実施にあたっての様々な場面、行動において当てはまり、職員のわずかな心がけで実現が可能なことから、一人ひとりの取組みの徹底を目指します。

なお、取組みについては、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等を勘案して取組みます。

1. 再生可能エネルギーの導入への配慮

「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうちエネルギー源として永続的に利用することができるもので、下記の7つと定められており、導入の促進を図り、省CO₂を目指すものとする。

- ①太陽光 ②風力 ③水力 ④地熱 ⑤太陽熱 ⑥大気中の熱その他自然界に存在する熱
- ⑦バイオマス(植物油に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの)

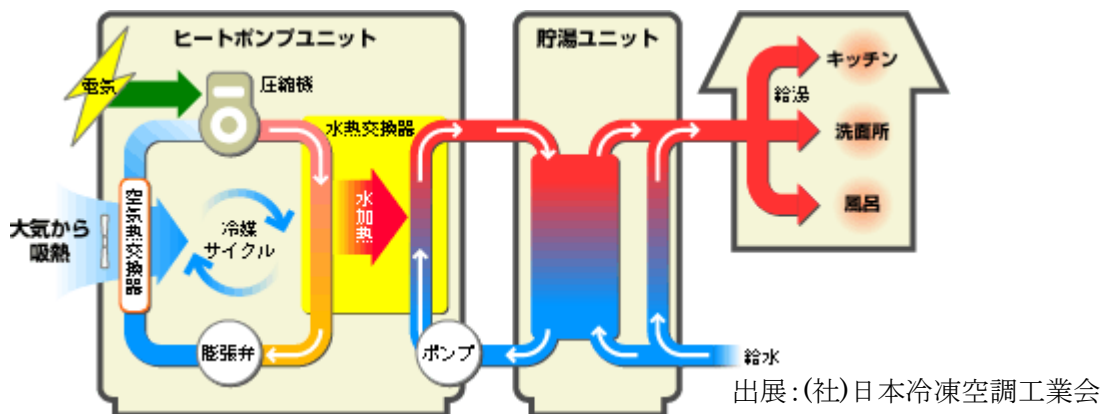
(1) 太陽光発電設備の導入

町内における公共施設への太陽光発電の導入を推進していきます。

(2) 給湯・空調へのヒートポンプの導入

町内における公共施設へのヒートポンプの導入を推進していきます。

<例：ヒートポンプ給湯器(エコキュート)>



ヒートポンプ給湯器は、室外からの熱を汲み上げてお湯を沸かします。このとき、電気のエネルギーは熱を運ぶための動力として使い、お湯を沸かすときは、室外から汲み上げた熱と一緒にお湯を沸かす熱となります。お湯を沸かす熱の効果は、例えば、1の電気を使って大気から2の熱を吸収し、3のお湯を沸かす熱を得たとすれば、電気のエネルギーを3倍に活用したこととなります。

2. 財やサービスの購入・使用にあたっての配慮

グリーン購入の率先活用

財やサービスの購入にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月16日法律第119号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮します。

(1) エネルギー消費効率の高い機器等の導入

エネルギー消費効率の高い機器の導入も、地球温暖化対策の重要な柱の一つです。

製品の製造から廃棄までのライフサイクルの各段階で二酸化炭素等の温室効果ガスが排出されていますが、OA機器や電気製品は、特に使用段階における排出量が多くなっているといわれています。

そのため、エネルギー資源の保全や温室効果ガスの排出量削減のためには、使用時のCO₂排出量ができるだけ少ない製品を導入することが最も効果的と考えられます。電気機器等の購入にあたっては、以下の点に配慮します。

- 機器の更新時には、CO₂の定量評価（見える化）を行い、最適なエネルギー機器・システムの更新に努めます。（二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器、高効率ヒートポンプ式空調システム等）
- エネルギー消費量の多い機器（空調・給湯等）の更新時、高効率機器に更新します。
- エネルギー消費効率の高い製品の優先的な導入を図ります。（防犯灯へのLED照明の導入等）
- 国際エネルギースターロゴ表示機器等環境配慮型製品の優先的な導入を図ります。
- エコマーク、環境ラベル等の環境負荷の低減に資する物品の調達推進に努めます。
- 電気製品の購入にあたっては、省エネラベルのついたものを選択します。
- 最小限の機器購入の推進および広さにあった適性規模の機器の導入に努めます。
- 重油、ガス等を燃料としている設備の更新にあたっては、可能な限り、重油・ガスに比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料及び設備に更新します。
- やむをえず重油・ガス機器を導入する場合は、エネルギー消費効率の高い製品を導入します。

<p>グリーンマーク</p>  <p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを古紙利用製品に表示する。</p>	<p>環境ラベル</p> <p>エコマーク</p>  <p>エコリーフ</p>  <p>環境ラベル</p> <p>ISO が規定している環境ラベル。Eマークはあらかじめ定められた基準に合格している製品に表示、Eリーフは環境に与えるすべての影響を分析し表示する。</p>
<p>国際エネルギー・スタープログラム</p>  <p>OA機器の省エネルギー基準で、一定の省エネ基準をクリアした製品に国際エネルギー・スターの表示が認められている</p>	<p>省エネルギーラベル制度</p> <p>通常マーク</p>  <p>基準達成</p>  <p>省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度</p>

(2)エネルギー使用量の抑制

エネルギー使用量の抑制は、そのまま温室効果ガスの排出量の抑制につながります。また、省エネを励行することにより事務経費の削減も同時に達成することができます。

具体的には、職員一人ひとりが次の事項に取り組みます。

a. 照明機器

- 始業開始前は、必要箇所を除いて原則消灯とします。
- 昼休みは、窓口業務を除き原則として消灯を行います。
- 照明点灯箇所の削減、蛍光灯本数の削減を実施します。
- 照明器具の清掃や電球の適正な時期での交換を実施します。
- 晴天時の窓際の照明は、支障のない限り消灯を行います。
- トイレ、廊下、階段等の共有部分の照明は、来庁者の支障にならない範囲で消灯します。
- 残業する場合は、業務に支障のない範囲で部屋の部分消灯を行います。

b. 事務機器等

- O A機器等を使用していないときは、電源をカットします。
- 昼休みなど使用しないパソコン、コピー機等のスイッチオフと省電力モードを励行します。
- 離席時のノートパソコンの蓋閉じの徹底を行います。
- 電気ポット、冷蔵庫、テレビ等電化製品の台数の節減を図ります。
- 長時間、電気製品を使用しない場合は、コンセントを抜き待機電力を削減します。
- 各課室の最終退庁者は、O A機器の電源切り忘れがないか必ず確認します。

c. 空調機器

- 冷暖房温度は、冷房時28℃、暖房時20℃に設定します。
- 空調機器の温度設定に対応するためクールビズ、ウオームビズを実践します。
- 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底します。
- 会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止します。
- 冷気、暖気の吹き出し能力低下を防ぐため、吹き出し口の周囲には物を置かないようにします。
- 冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを活用します。
- 春秋等冷暖房を長時間使用しない時は、コンセントから電源プラグを抜いて待機電力を節約します。

(3)廃棄についての配慮

a. パソコン・プリンター・コピー機等のO A機器

- コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者による回収を徹底します。

b. 代替フロン

- 家電製品等のH F Cについて、適正に回収・処理されるように要請します。

(4)低燃費・低公害車の導入

低燃費・低公害車は、従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車であり、地球温暖化対策の重要な柱となります。公用車の購入、買い替えにあたっては、以下の事項に配慮します。

- 低公害車又は低燃費車等（電気自動車、ハイブリット車等）の購入を検討します。
- 雇い上げ車等の低公害化を図り、更新時においては、排気量の小さい車を選択します。

(5)自動車の効率的利用

低燃費・低公害車の導入を実施したからといって自動車の効率的利用を図らなければ意味がありません。取組みの基本としては、不要不急の自動車の使用を控えることであり、具体的には以下のような事項に取り組みます。

- 低燃費・低公害車を優先的に利用します。
- 公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を極力図ります。
- 近距離の出張や執務にかかる移動には、可能な限り自転車等の利用に努めます。
- 利用時間、行き先等の調整が可能な場合、乗り合わせて利用します。
- 暖気運転を必要以上に行わないようにし、待機時は、アイドリングストップを行います。
- 経済速度による走行に努めるとともに、空ぶかし、急発進、急加速をやめエコドライブに努めます。
- タイヤ空気圧の調整等の定期的な点検や整備を励行します。

(6)紙類の使用量の削減

紙類の使用量の削減については、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減などの観点から重要な取り組みです。

現在、可燃ごみの中でも紙ごみは増える一方であり、森林資源保全の面からも紙の浪費を控えることが求められます。また、OA化などの進展の中で、不要なプリントアウトやコピーなどの紙の使用量を減らすことにより、森林資源を保全し、紙ごみの排出量を削減して、廃棄物処理や廃棄物の輸送エネルギー節約を進めることが出来ます。

具体的には、以下の事項に取り組みます。

- 特別な用途を除き、資料等は原則として両面コピーとします。
- ミスコピー用紙で裏面を使用していないものは、コピー機のそばに専用箱を設け、再利用を図ります。
- コピー機使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止します。
- 通知や情報交換などは電子メールを活用し、ペーパーレス化を推進します。
- 無駄な控えコピーはやめます。
- 不必要なFAX送付状は省略します。
- 会議はプロジェクターを活用するなど、できるだけ紙を使わないように努めます。
- 会議資料が必要な場合はできるだけ簡素化・共有化し、可能であれば縮小コピーを活用する等、ページ数や部数等を最小限とします。
- 町機関相互の文章にはできるだけ封筒は使用せず、使用する場合には使用済み封筒を再利用します。
- 印刷物については、必要性を十分考慮して最小限のものとし、また、ホームページの活用も図ります。

(7)再生品の活用

廃棄物から再生した再生材料を使用した再生品を活用することは、廃棄物の削減になるとともに、資源の節約や製造エネルギーの削減につながります。そのため、紙やプラスチックなどそれぞれの材料で再生材をできるだけ多く使用している製品の活用が重要な課題です。

用紙等物品の購入にあたっては、以下の点に配慮しグリーン調達に努めます。

- 事務用品全般の購入にあたり、環境ラベリング（エコマークやグリーンマーク等）対象製品を優先的に購入します。
- コピー用紙等の購入にあたっては、再生紙のものを選択します。
- 印刷帳票、広報誌、パンフレット、ポスター、その他印刷物作成の際は、印刷業者に古紙配合率の高い再生紙もしくは非木材紙を使用させるとともに、「再生紙使用」の表示の表示を行うよう努めます。
- トイレトーパーは、古紙配合率 100%でシングル巻き、芯なしタイプの製品を使用します。
- 回収システムの確立している製品の購入を図ります。
- 詰め替え、注ぎ足し可能な製品の購入を図ります。
- 備品等については、修繕等により長期使用を図ります。
- 紙コップなどの使い捨て製品の使用を抑制します。

その他事務用品等の購入にあたっては、①再生材料を多く使用していること、②過剰包装していないこと、③長期使用が可能なこと、④分別廃棄が可能なこと、などを選択の基準とします。

(8)水道水使用量の抑制

水の使用量を抑制することは、上水道を利用するために必要となる浄水場におけるエネルギー使用量の削減につながります。また、上水道を供給するためにもエネルギーが使用されることから、水の使用量抑制も温室効果ガスの排出量削減に効果があります。

水の使用にあたっては、以下の点に留意します。

- 水道使用后、確実に締栓します。
- 手洗い、歯磨きをする場合および食器洗いの際は、水の出っぱなしをやめ、こまめに水を止めます。
- 手洗水を必要最小限にします。また、自動水栓などの節水型機器の導入を図ります。
- 水道を減圧調整し、水使用量の抑制に努めます。
- 水道水の水漏れの定期点検に努めます。
- トイレ用水の水量を適正に調節します。また、擬音装置の導入を検討します。
- 公用車の洗車については、水量調整を行なうなど節水に努めます。
- 芝生や植木などの散水は効率的に行います。

3. 建築物の設計、維持管理等にあたっての配慮

(1) 建築物に関する事項

【建築物の設計・施工についての配慮】

a. エネルギーの有効利用

- 施設の新設・改修にあたっては、「建築設備計画基準」「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）をもとに省エネおよび省CO₂に寄与する設備の導入を推進します。（設備設計基準策定や環境配慮入札方式の採用等）
- 施設を新設する際には、屋上緑化など可能な限り緑化に努めます。
- 建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電・太陽熱等の自然エネルギーの導入を検討します。
- 温室効果ガスの排出の少ない高効率給湯器（二酸化炭素冷媒ヒートポンプ方式等）および省エネルギー型空調設備（高効率ヒートポンプ式空調システム等）の導入に努めます。
- 施設の規模、用途に応じた高効率空調・給湯器・エレベータ、照明機器の導入に努めます。
- 各種制御システムの採用に努め、消費電力の低減を図ります。
- 機器のレイアウトへの配慮、個別冷暖房、個別照明が可能なシステムの導入に努めます。
- 深夜電力の利用により電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システムの導入を図ります。

b. 周辺環境への配慮

- 施設を新設する際には、敷地内や屋上緑化など可能な限り緑化に努めます。
- 緑化にあたっては、現地の特性に配慮した樹木等を選定します。
- 施設の排水、排ガス処理施設は、環境に配慮した機器、システムの導入に努めます。

c. 水の使用量の低減

- 建築物の規模・用途に応じ、雨水利用設備の導入を検討します。
- 給水装置の末端に、必要に応じて感知式の洗浄弁や自動水栓など、節水に有効な器具を設置します。

d. 資源の有効利用

- 建築資材の選定には、耐久性と再利用を考慮します。
- 建設工事等での間伐材等の使用など未利用資源の活用に努めます。
- 建築副産物のリサイクルの推進を図ります。

【建築物の施工段階での配慮】

a. エネルギーの有効利用

- 施工にあたっては、可能な限り合理化を図り、エネルギーの有効利用に努めます。

b. 周辺環境への配慮

- 建設機械類は、環境負荷の少ない建設資材の限定導入に努めます。

【建築物維持管理についての配慮】

a. エネルギーの有効利用

- 維持管理にあたっては、各種制御システムの効率的、経済的運用をします。
- 機器類の適正な管理を行い、周辺の環境負荷に配慮した運用をします。

- 空調、給湯等設備更新時、CO₂ 定量評価を行い、CO₂ 排出の少ない高効率機器（二酸化炭素冷媒ヒートポンプ方式等）の導入を図ります。

b.その他

- 植え込み等の適切な維持管理を図ります。
- 各施設における空調設備、冷蔵・冷凍設備等の適正な管理を行い、冷媒等の漏えい防止に努めます。

【建築物解体・廃棄等についての配慮】

a.廃棄物の適正処理・減量

- 建設副産物の発生の抑制を要請します。
- 建築副産物のリサイクルや適正処理を発注者として確認します。
- コンクリート塊等の建設廃材は、再生砕石等に利用しリサイクルを要請します。

b.代替フロン回収等

- フロンや代替フロンを使用している空調機器等の廃棄を行う場合は、それらのガスの回収を推進します。
- ハロン消化装置の更新、廃止に当たっては、ハロンの回収を行います。

4. その他事務・事業にあたっての配慮

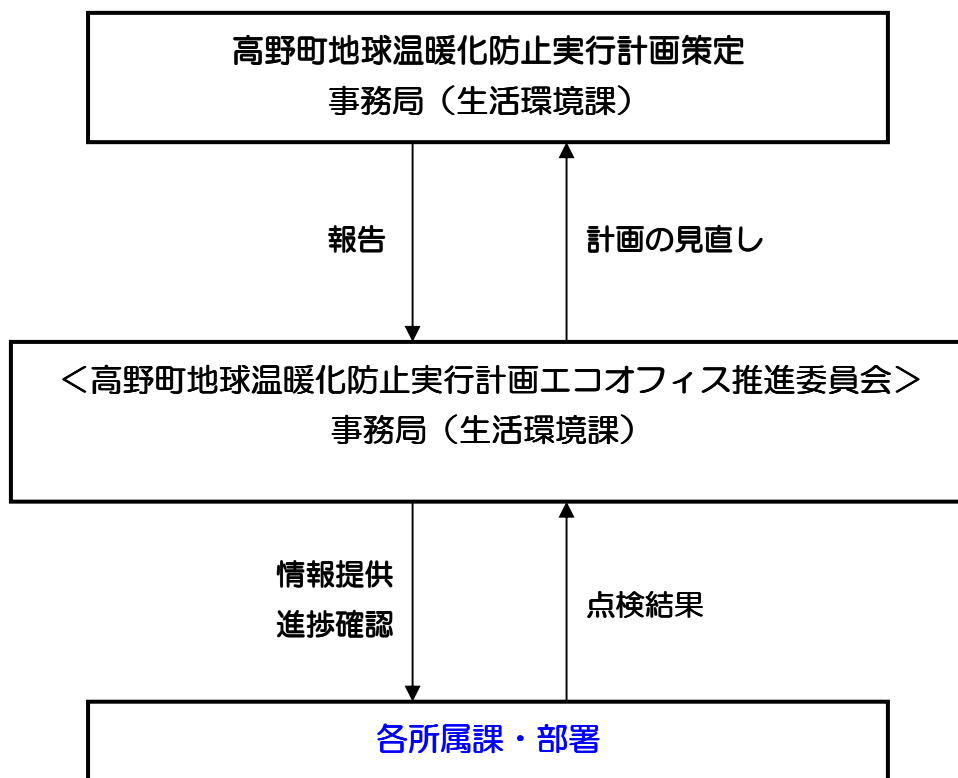
(1) ゴミの減量化、リサイクルの推進

- 排出されるゴミは分別ボックスにより分別し、ゴミの減量化やリサイクルを推進します。
 - ・新聞、ダンボール、コピー用紙、シュレッダーゴミ、その他の紙類の分類を徹底し、リサイクルを行います。
 - ・スチール缶、アルミ缶、空きビン、ペットボトルについて、分類を徹底しリサイクルを行います。
- 職員個人用のゴミ箱を撤去し、ゴミの分別収集を徹底します。
- シュレッダーの使用は、機密文書廃棄の場合に制限します。
- ゴミを極力出さないように、常に心がけます。
- 文具を机の引き出しに入れて眠らせるのを防ぐため、机の中を整理します。
- 食堂・厨房等での生ゴミのリサイクルを検討するように事業者に促します。
- 外部からの納入品などについては、納入先に簡易包装の協力を依頼します。
- 町民に対してゴミ問題の情報提供を行い、ゴミの分別の意義、方法の周知を図り、十分な理解と協力を得ます。
- 生ゴミ処理器等の導入を進めます。

1. 推進体制・点検

「高野町地球温暖化対策実行計画」の実効性を高めるため、高野町地球温暖化対策実行計画エコオフィス推進委員会を設置し、実行計画推進のための具体的方法（推進マニュアル）を検討したり見直しを行い、温室効果ガスの排出量や取り組み内容を把握・点検・評価し、実行計画の数値目標の達成に向けた取組を推進します。

図 計画の推進体制



2. 実施状況の公表

全庁的な点検、評価結果について、毎年実施し温室効果ガスの総排出量に関する数値目標とその達成状況について、ホームページ等で公表します。

(別 添 1)

調査施設一覧表（基準年度：平成22年度）

所 属	備 考
総務課	総務課
企画財政課	企画財政課
まち未来課	まち未来課、世界遺産観光情報センター
健康推進課	健康推進課、保健福祉センター
会計課	会計課
建設課	建設課
議会事務局	議会事務局
生活環境課	生活環境課、じん芥処理センター
教育委員会	中央公民館、高野山会館、町民体育館
富貴	富貴支所、富貴診療所
消防本部	消防署
病院	高野山病院
小学校・中学校	高野山小学校、花坂小学校、富貴小・中学校、高野山中学校